算定政令第四条の四第一項第三号イ(2)の被保険者の総数	当該年度の国民健康保険税の賦課期日における被保険者（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の四第一項第二号イ(2)の介護納付金賦課被保険者の総数	当該年度の保険料の賦課期日における介護納付金賦課被保険者（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の四第一項第四号イ(2)の介護納付金課税被保険者の総数	当該年度の国民健康保険税の賦課期日における介護納付金課税被保険者（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の四第一項第一号ロ(1)の被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び同条第二項第八号イに規定する特定同一世帯所属者（以下この条において「特定同一世帯所属者」という。）につき算定した同条第五項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の四第一項第一号ロ(2)の被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の四第一項第一号ロ(3)の被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ハに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の四第一項第二号ロ(1)の介護納付金賦課被保険者の数	当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納付金賦課被保険者の数

算定政令第四条の四第一項第二号の被保険者の総数	当該年度の国民健康保険税の賦課期日における被保険者（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の四第一項第一号の介護納付金賦課被保険者の総数	当該年度の保険料の賦課期日における介護納付金賦課被保険者（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の四第一項第二号の介護納付金課税被保険者の総数	当該年度の国民健康保険税の賦課期日における介護納付金課税被保険者（当該年度の十月二十日までの間に国民健康保険の被保険者であることが明らかになつた者に限る。）の数
算定政令第四条の四第一項第一号イの被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び同条第二項第九号イに規定する特定同一世帯所属者（以下この条において「特定同一世帯所属者」という。）につき算定した同条第五項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の四第一項第一号ロの被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の四第一項第一号ハの被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号ハに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する被保険者の数
算定政令第四条の四第一項第一号ニの介護納付金賦課被保険者の数	当該年度の国民健康保険法施行令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯（当該年度の十月二十日までの間に当該世帯の世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した同項第一号に規定する合算額が同項第三号ハに規定する加算した金額を超えないことが明らかになつたものに限る。）に属する介護納付金賦課被保険者の数